

# 地区計画ガイド 石引4丁目地区

## 石引4丁目地区 地区計画の内容

名 称	石引4丁目地区 地区計画	
位 置	金沢市石引4丁目の一部	
面 積	約 1.3 ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、兼六園・本多の森・厚生年金会館等の緑に囲まれた兼六園周辺文化ゾーン内に位置する。この、金沢を代表する地域にふさわしい環境を守り、育てていくため、周辺の都市景観に配慮したまちなみを形成することを目標として、地区計画を定める。
	土地利用の方針	本地区は、小立野台地の豊かな緑に囲まれた市街地であり、兼六園に隣接していることから特に都市景観に配慮し、周辺の環境と調和した土地利用を図る。
	建築物等の整備方針	兼六園及び周辺の豊かな緑と調和したまちなみを形成するため、建築物等の用途の制限、高さの最高限度、形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。
地区建築物等に備える計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号、第5号に定める営業の用に供する建築物 (2) 建築基準法別表第2（に）項第3号に規定するボーリング場、スケート場 (3) 屋外ゴルフ練習場、屋外バッティング練習場 (4) 建築基準法別表第2（へ）項第5号に規定する倉庫業倉庫
	建築物等の高さの最高限度	敷地地盤面からの高さは15m以下とする。 ただし、高さ3m以内の階段室、昇降機塔等の屋上突出部分で建築面積の8分の1以内のものを除く。
	建築物等の形態又は意匠の制限	(1) 建築物等の外観の色彩は、周辺のまちなみや緑と調和した落ち着いたものとし、低彩度で中明度の色調を基調とする。また、建築設備等についても建築物本体と調和した景観上支障のないものとする。 (2) 広告物等は、兼六園への見通しに配慮した素材やデザインを工夫し、自家広告のみとし、屋上は避ける等、設置位置や大きさに配慮する。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次のとおりとする。 (1) 生垣、竹垣、板塀、土塀を基本とする。 (2) 化粧ブロック、レンガ、石積等を設置する場合は、周辺の景観と調和したものとする。

●石引4丁目地区 地区計画は、平成10年10月21日に都市計画決定し、平成28年6月23日に一部変更しました。

## 石引4丁目地区 地区計画の説明

### 建築物等の用途の制限

建築物の用途の混在を防ぎ、良好な都市環境を保全するため、地域の特性に合わせて、都市計画用途区分による建築物の用途制限のほかに、次のような用途の建築が禁止されています。

詳しくは、地区整備計画の内容をご覧ください。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び5号に定める「風俗営業」施設

(例示)

- 第4号 ぱちんこ屋、まあじゃん屋等

- 第5号 スロットマシン、テレビゲーム店等

- ボーリング場、スケート場（建築基準法別表で規定しているもの）

- 屋外ゴルフ練習場、屋外バッティング練習場

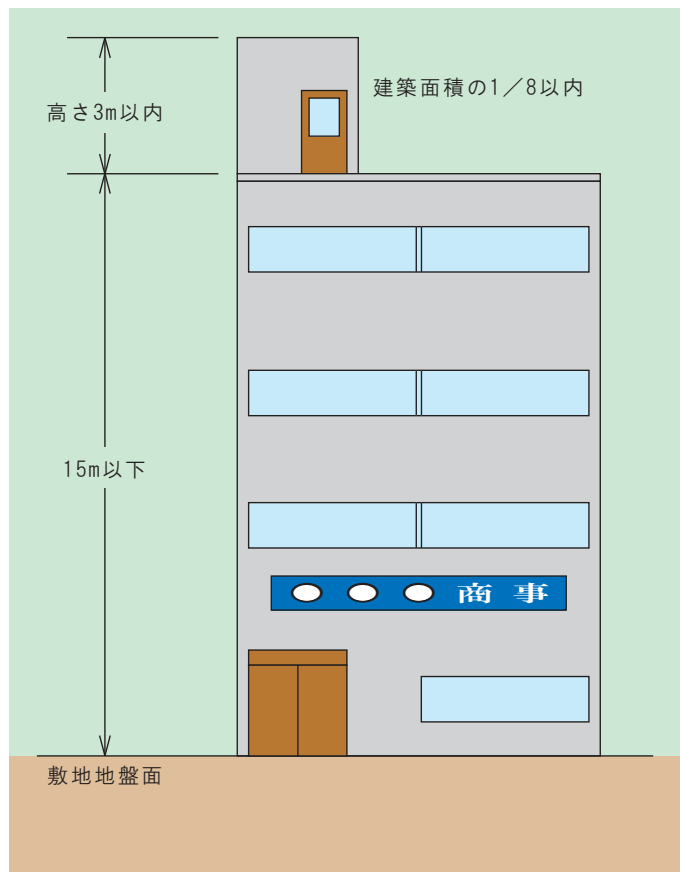
- 倉庫業倉庫（建築基準法別表で規定しているもの）

### 建築物等の高さの最高限度

高すぎる建物は、落ち着いた街なみの景観を乱すとともに、隣家の日照・通風に影響を与えたり、通行する人々に圧迫感をもたらすことがあります。石引4丁目地区では、周辺の景観に配慮し建築物の高さは次のように定められています。

- 敷地地盤面からの高さは15m以下とする。

- 高さ3m以内の階段室、昇降機塔等の屋上突出部分で建築面積の8分の1以内のものを除く。

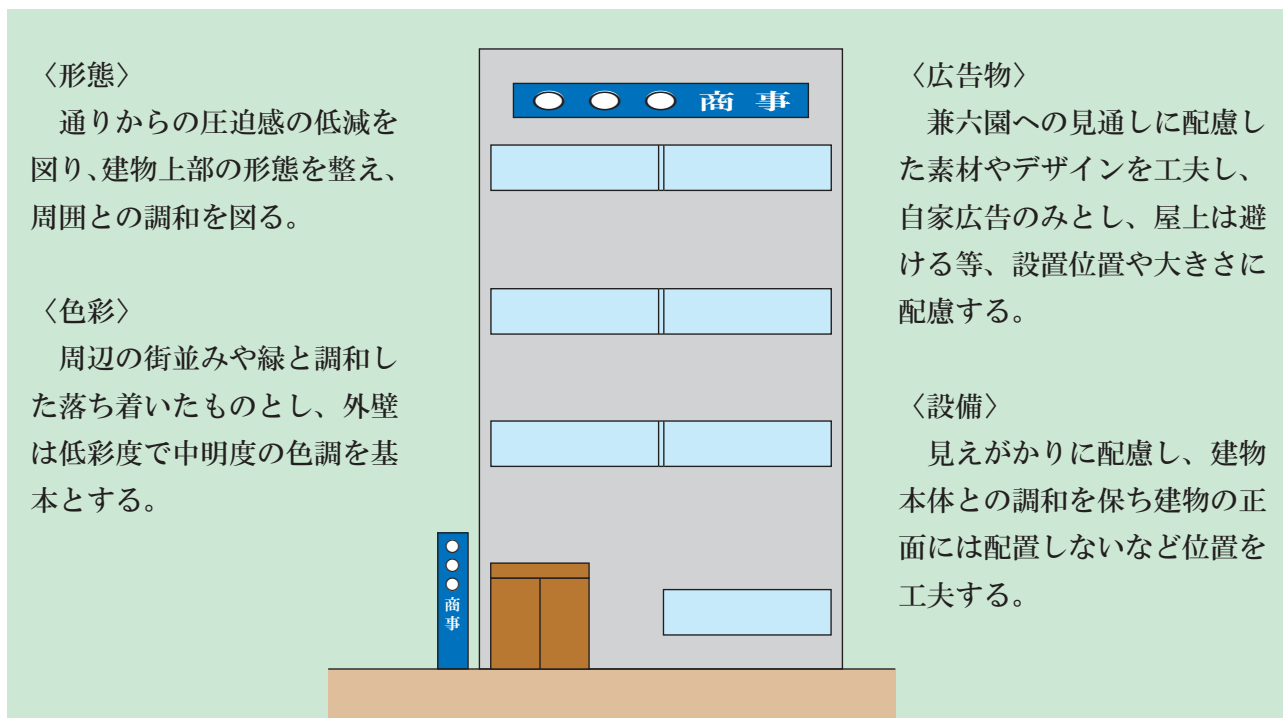


## 建築物等の形態又は意匠の制限

周辺の緑と調和した落ち着いたある都市景観を形成するため、建築物等の外壁の色彩や意匠について、次のように定められています。

### ☆建築物等の意匠

- 外壁の色は、周辺の緑と調和した落ち着いた色調（低彩度、中明度の色調）とする。
- 建築設備等については、見えがかりに配慮し建築物との調和を保ち、建物の正面には設置しない等位置を工夫してください。
- 建築物等の意匠は上記の他、周辺の景観、眺望等と調和し都市景観形成上支障がないものとする。



## 広告物等について

けばけばしい色彩や大きすぎる広告物は、良好な景観を損なうことになります。その形や色彩、大きさ、表示位置について工夫し、周辺の眺望、景観と調和し、都市景観形成上支障がないものにしましょう。

- 広告物は自己用広告物以外は設置できません。
- 屋上に設置する広告物等は遠慮ください。
- 兼六園への見通しに配慮し、設置位置、大きさ、素材、デザイン等について十分に工夫してください。

(注) 屋外広告物を設置する際には、これらの規制とは別に、**金沢市屋外広告物等に関する条例**に基づく手続が必要となる場合があります。詳しくは、**景観政策課（220-2364）**までお問い合わせください。

## 垣又はさくの構造の制限

緑豊かな周辺環境と調和した都市空間を形成するため、垣又はさくの構造の制限等を行っています。  
☆道路に面して垣又はさくを設置する場合は次のとおりです。

- 生け垣、竹垣、板塀、土塀を基本とします。
- 化粧ブロック、レンガ、石等を設置する場合は、安全性の観点からもなるべく低く抑え、植栽をするなど周辺と調和したものにしてください。

